

平成28年4月26日

東海第二原発再稼働反対と廃炉を求める有志の会
玉造 順一 殿

日本原子力発電株式会社
常務取締役 茨城総合事務所長
山本直人

質問書への回答について

前略 平成28年3月18日付にて頂戴しました、東海第二発電所に関する
質問書につきまして、別添のとおりご回答いたしますので、よろしくお願い
申し上げます。

草々

東海第二発電所に関する質問書への回答について

(質問1)

貴社は、東海第2原発を再稼働させる意思はありますか。また、再稼働に対する貴社の検討はどのような状況ですか。

(回答1)

東海第二発電所につきましては、現在、自主的な取り組みを含め様々な安全性向上の対策工事を実施しております。

当社と致しましては、まずは国の新しい規制基準に照らし、きちんと適合していることを国に確認していただく必要があると考えております。国による確認は、現在も行われている最中であることから、発電所の再稼働に関してお答えできる段階にはないと考えております。

(質問2)

貴社は、東海第2原発の半径30キロ圏に含まれる全ての自治体が広域避難計画を策定するまでは、再稼働をさせない方針ですか。

(回答2)

上記のとおり、現時点で発電所の再稼働に関してお答えできる段階にはないと考えております。

(質問3)

貴社は、原子力規制委員会に対し、東海第2原発の20年運転延長の認可を申請する意思はありますか。

(回答3)

東海第二発電所の新規制基準の適合性確認審査への取り組みを最優先に考えており、現時点で20年運転延長の認可申請に関してお答えできる段階にはないと考えております。

(質問4)

貴社は、周辺自治体の市町村長が求めている安全協定見直し(隣接市町村への権限拡大)に対し、可能な限り早期に応じる意思はありますか。

(回答4)

当社は、当該市町村長殿と「国による新規制基準に係る安全審査の結果に基づき、地元自治体に発電所の今後に係る判断を求める時の前までに安全協定を見直す」ことをお約束しております。

当社は、これまでも当該市町村長殿との間で安全協定見直しについて数度に亘り協議を行ってきており、今後もこれら市町村長殿や茨城県殿とよくご相談しながら、安全協定見直しに真摯に取り組んで参りたいと考えております。

(質問5)

貴社が昨年7月に事業許可申請したL3の埋設施設について、どのような安全対策を講じますか。また、長期にわたる周辺環境への影響をモニタリングすることについて、その情報を周辺住民へどのように公開する方針ですか。

(回答5)

L3廃棄物の埋設施設は、法令(原子炉等規制法及び関連規則)に基づき、万一、埋設物から地下水を介して海へ放射性物質が移行した場合でも問題がないことを確認しておりますが、更に安全対策として、埋設処分後、埋設地の巡視及び点検、埋設地周辺の柵、標識等の維持等による管理を行うとともに、降雨量並びに地下水中の放射性物質濃度及び地下水の水位を測定し監視を行うこととしております。この安全管理は、埋設終了後、約50年間を目安に継続していく計画としています。

また、この安全管理の内容については、現在、国による法令への適合性審査が行われているところであり、当社としましては、国による確認結果を踏まえ、L3廃棄物の埋設施設の安全対策に取り組んで参りたいと考えております。

なお、周辺環境のモニタリング状況に関する周辺住民の皆さまへのお知らせにつきましては、今後、公開方法を含め検討して参ります。

以上